

行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料等に関する細則

平成30年 1月29日

細則(総)第 8号

改正 令和 4年 3月28日 細則(総)第12号

(目的)

第1条 この細則は、情報公開手続及び個人情報保護手続等に関する規程第14条第4項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料の額及び受領の方法について必要な事項を定めるものである。

(手数料の種類)

第2条 手数料は、新規提案、既作成の行政機関等匿名加工情報に関する提案及び提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する事業変更提案に対し徴収するものとする。

(手数料の額)

第3条 前条に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の受領方法)

第4条 手数料は、次のいずれかの方法により受領するものとする。

- 一 現金（現金書留によるものを含む。）
- 二 定額小為替
- 三 普通為替
- 四 銀行振込

附 則

この細則は、平成30年1月29日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

別表

提案の区分	手数料の額
(1) 新規提案（右記①～④の合計額）	① 21,000円（受付、審査、通知に要する事務費用） ② 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 ③ 行政機関等匿名加工情報の作成を外部委託する場合は、受託者に対して支払う額 ④ 意見書提出機会を付与する場合は、意見書提出機会を付与する本人一人あたり210円
(2) 既作成の行政機関等匿名加工情報に関する提案	当該行政機関等匿名加工情報について、新規提案を行ったものが支払った手数料（上記(1)に基づき算定された額）と同額
(3) 提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する事業変更提案	12,600円